

平成30年第8回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成30年9月27日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	56号	旧東京都北区立赤羽中学校に係る教育財産の公用廃止について	承認
2	57号	東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	72号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成30年第8回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成30年9月27日(木) 13:30

- 清正教育長 それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第8回北区教育委員会臨時会を開会いたします。
日程第1、第56号議案「旧東京都北区立赤羽中学校に係る教育財産の公用廃止について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いいたします。
- 学校改築施設管理課長 教育長
- 清正教育長 学校改築施設管理課長
- 学校改築施設管理課長 それでは、第56号議案についてご説明いたします。
恐れ入ります、表紙を1枚おめくりください。この案件に関しましては、なでしこ小学校の仮校舎として利用しておりました旧赤羽中学校の財産を教育財産として公用廃止するものでございます。
記書きです。公用廃止施設は、お示しのとおり学校の敷地、建物の全てでございます。公用廃止日は平成30年9月30日でございます。
説明欄でございます。昨年の春に北区におきまして、学校施設跡地利活用計画が策定をされまして、既に事業者の公募を終えております。このため、所管部に引き継ぎを行いまして、この事業を進めるために教育財産としての廃止を行うものでございます。
以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
- 清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきましてご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)
- 清正教育長 ありがとうございます。本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)
- 清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に日程第2、第57号議案「東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。
- 保育課長 教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

では、私のほうからは第57号議案についてご説明させていただきます。

東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則でございます。

まず57ページをお開きいただけますでしょうか。最後のページになります。説明の欄でございます。読み上げさせていただきます。認可保育所等の利用調整における指数の見直しに伴い、関係規定及びその他必要な規定の見直しを図ることで、より公平かつ公正な保育行政を執行するため、この規則案を提出するものでございます。

若干補足させていただきますと、平成27年度に本格実施になりました子ども・子育て支援制度、実施以降北区におきましては、保育園との利用調整、保育の実施等につきましては、要綱を基に滞りなく事務を進めておりましたが、昨今の待機児童の課題、保育の利用に関する審査請求等の状況、そういったものを鑑みまして、区民の関心が高い保育行政に関しまして、今後さらに公平かつ公正な事務を執行していくために、教育委員会において規則としてお諮りし、公布手続きを経て広く区民の皆様にご披露することにより、透明性の高い保育行政を執行することが望ましいと考えたものでございます。

なお、23区におきましても、規則による規定の整備が進んでいる状況でございます。

参考資料をごらんいただけますでしょうか。机上に当日の配付となりましたが、こちらの57号議案参考資料と書かれている資料があるかと思えます。こちらのほうが、利用申請から入園、この一連の流れなど、そういったところにつきまして、この規則で定めているものでございます。

では、本文のほうに戻ります。こちらの表を参考にしながら、ご説明をお聞きいただければと思います。

規則の新規制定となりますので、逐条での説明となります。長い説明となりますが、何とぞよろしく願いいたします。

規則本文の1ページでございます。第1条は趣旨でございます。児童福祉法に定める保育の実施及び保育の利用調整について、必要な規定を定めるということでございます。

次のページに進みます。第2条は用語の定義をさせていただきます。

次です。また次のページに進みまして、4ページになります。第3条は利用申請でございます。これまでどおり教育委員会に利用申請を行うということについて、規定してございます。ただし書きにつきまして、第1項の5行目くらいからただし書きがあるのですが、こちらは事業所内保育事業というのがございまして、そちらが地域枠と従業員枠というのがございまして、従業員枠については教育委員会の利用申請は不要であるといったような内容になってございます。

第4条は利用調整についてでございます。前回の教育委員会で保育室の見直しについてご報告させていただきましたが、そのあたりの利用調整の方法について規定したものでございます。

次に第5条、第6条、第7条は利用調整から利用承諾まで一連の流れとなっております。

ます。一括して説明をさせていただきます。

こちらもしよろしければ参考資料のほうをごらんいただければと思うのですが、認可保育園につきましては、公立であれ私立であれ、教育委員会に申請を行いまして、教育委員会が利用調整を行って、第6条に規定する各施設が実施する面接・健康診断を経て利用承諾を行うという流れになってございます。そのあたりのところを規定したものと なってございます。

次に9ページの第8条に進みます。利用調整の結果、内定に至らなかった児童及び面接、医師の健康診断により集団保育が難しいと判断された児童についての、この利用保留といったものについての規定でございませう。第9条は利用承諾の取消しについてでございませう。法律に定める保育の実施を受ける理由に該当しなくなった場合などに利用承諾を取り消せるといったことについて規定したものでございませう。

次に11ページに進みます。第10条です。利用申請の特例ということですが、保育所の申込みにつきましては、現在も申込みを行ってからその申込み自体は6カ月間有効といったような取扱いをしてございませう、その旨を規定したものでございませう。

次に第11条です。認可外保育所が認可保育所等へ移行する場合の取扱いについてでございませう。認可外保育所に入所している児童につきましては、入所時に利用調整を經ていない児童でありまして、もし認可化に伴い利用調整手続きを行った場合、その施設に引き続き在籍できなくなるといったケースも想定されませう。そのような利用者に著しい不利益が及ぶことのないよう別に規定を設け、取り扱う旨を規定したものでございませう。

第12条は入所日のことで、入所が各月初日になるといったことを規定してございませう。

次です。第13条でございませうが、教育委員会が規定する利用期間についての規定でございませう。

第14条は利用期間の変更でございませう。こちらについても4行目からただし書きがございませうが、こちらは求職の要件を指すもので、職が見つからなかったという事由で利用期間は延長になることはないということ、求職について、あくまでも定められた期間の中で取り扱うようにといったようなことを規定しており、もしまた再度求職要件が継続する場合については、再度利用申請を行うといった意味で規定してございませう。

第15条です。世帯の状況の変更について、保護者に届出を義務づける規定でございませう。

第16条でございませう。次のページに進みます。利用停止と言いまして、一時的に保育所などに通所できなくなった場合についての規定でございませう、児童がけがや病気になった場合と保護者の里帰り出産という二つの事由に該当する場合、最大2カ月の期間それを認めるといった内容でございませう。

次です。16ページになります。第17条から第23条につきましては、延長保育の規定でございませう。これは条文を追っていきませうと、内容の説明が大変難しくなませうので、添付資料のほう、こちら参考資料のほうで裏面のほうをごらんいただませうでしょうか。まず延長保育の前に保育時間の認定について、ご説明させていただきます。

法律の施行規則の定めにより、保育所等に入所する児童は保護者の就労の状況などに応じて保育必要量の認定を受けます。認定に当たりましては、大体7時15分から6時15分までの11時間。それに対しまして、もう一つ1日8時間までの保育が受けられる短時間認定というものの2種類がございます。

次に延長保育でございますが、延長保育とはいわゆる11時間の標準時間を越えてお子様をお預かりして保育を行うこととございまして、おおむね18時15分以降に実施する保育を指します。11時間の保育時間を越えてお子様をお預かりする取組みとなります。短時間の方なのですが、短時間の方は8時間を超えてお迎えになってしまうケース、そういったものがございます。18時15分以降の延長保育を時間外延長保育というのに対しまして、時間内の短時間の方がいわゆる11時間の中でお子様の保育が延びてしまう、これを時間内延長保育と呼んでございます。保育所における延長保育におきまして、私立園というのは運営費の補助要綱に基づき設置者が独自に行うサービスと位置づけられているため、この規則では区立園の実施についてのみ規定してございます。

時間外の延長保育の利用には二つの形態がございまして、一つは月極の延長保育、もう一つはスポット保育というのがございます。残業などが毎日日常態化するような方につきまして、お迎えが18時15分を過ぎることが多い方については月極での延長保育をご申請いただき、教育委員会での審査の上承諾を行うということとございます。各延長保育の利用に当たりましては、各園で定員が定められておりまして、その枠内での承諾となります。定員を超えて申込みがあった場合は利用調整を行います。

また、たまに遅くなってしまうといったときには、一回一回ごとに料金をお支払いいただき、延長保育を受けられるサービス、これがスポット保育というものでございます。短時間の方は基本月極で受けるような事由はないことから、時間外スポット利用のみ可能といったような規定になってございます。

では、本文の第24条にお戻りいただけますでしょうか。利用の解除についてでございます。法律に定める支給要件がなくなったときや東京都外の転居、お子様が1カ月を超えて通所しないときなど、現行の取扱いによる解除規定をそのまま規定したものでございます。

第25条は規則の委任について規定してございます。

次のページ、25ページ付則でございます。この規則は平成31年4月1日から施行いたしますが、利用調整の規定は公布の日から施行しまして、31年4月以降の入所に係る利用調整についてのみ適用をします。

次に経過措置でございます。これまで要綱に基づき行われてきた利用申請につきましては、この規則の規定に基づき行われた利用申請とみなすことといたします。

最後に、次のページをごらんいただきまして、26ページです。この別表第1の選考指数の表だけ簡単に触れさせていただきます。前回の教育委員会でご説明させていただきました保育の優先度を図る利用調整の指数でございますが、ご説明させていただいたとおり、また32年4月期には大幅な見直しを予定してございまして、またしかるべきときに改正について議案を提出させていただく予定でございます。

長くなりましたが、以上ご説明とさせていただきます。

子ども未来 部長	教育長
清正教育長	子ども未来部長
子ども未来 部長	<p>恐れ入ります、若干お時間をいただきまして、補足の説明をさせていただきます。</p> <p>今、保育課長が説明した内容につきましては、既にご案内のとおり要綱として実施させていただいているものでございます。委員の皆様にはご案内かと思いますが、地方公共団体が制定いたします法規に関しましては、いわゆる条例と規則でございます。これは規則でございます。この規則と条例の違いでございますけれども、いわゆる住民の権利や義務、権利を制限し義務を課すものについては、地方公共団体の住民の代表である議会に付して議決を経て決定しなければならない。それ以外の法規に関しましては、これは規則でございます。地方公共団体の委員会が決定できるというものでございますが、これを今まで我々は要綱でやっておりました。この要綱というのは基本的には地方公共団体の内部だけで行う事務に関して、いわゆる法令に準ずるものとしてやっておりましたが、この件に関しまして、例えばこの後に各保護者の皆様から訴訟等が起きた場合に根拠となるものが希薄だという指摘が前々からありましたので、これを要綱ではなくて、地方公共団体の委員会が決定した法規である規則に格上げさせていただいて、内容については、ほぼ今までどおりでございます。改めて施行させていただくという、そういうものでございます。よろしく願いいたします。</p>
清正教育長	<p>補足説明をありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p>
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	<p>ご説明ありがとうございます。認定こども園については、この規則は対象になるのでしょうか。その辺の関係について教えてください。</p>
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>まず認定こども園なのですが、区立、私立がございまして、区立についての保育園部分ではやはり保育園と同じ手続きが踏まれますので、私立もそうなのですが、保育園、いわゆる2号認定児童と言われている3歳以上で保育が必要な方というのがありますけど、その方については保育園と全く同じになりますので、この適用となります。</p>

清正教育長	<p>ほかにかがででしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>よろしいでしょうか。それでは、特に本件に対して反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に報告事項に移ります。日程第3、報告第72号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、報告第72号をお願いいたします。1枚おめくりをいただきまして、名義使用承認報告でございます。今回、3件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。</p> <p>まず1件目でございます。「2019東日本たのしい授業フェスティバル」。仮説実験授業研究会たのしい授業フェスティバル実行委員会実行委員長でございます。</p> <p>2件目でございます。「第7回中央大学文化講演会」。中央大学学生会東京北区支部支部長でございます。</p> <p>おめくりをいただきまして、3件目でございます。「はじめてのサッカー無料体験会」。特定非営利活動法人アミティエ・スポーツクラブ理事長でございます。</p> <p>以上、承認報告につきましては3件でございます。</p> <p>次のページ2番、事業実績報告につきましては、2件ございます。お示しのとおりご確認のほどお願いをいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>以上で本日の日程全てを終了いたしました。</p> <p>これもちまして、平成30年第8回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。</p>